

串監第1826号
令和8年3月2日

串間市長 武田浩一様
串間市教育長 吉松俊彦様
串間市議会議長 坂中喜博様

串間市監査委員 田中良嗣
串間市監査委員 福留成人

財政援助団体等に対する監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、実施した財政援助団体等に対する監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり提出します。

なお、主管課は団体に監査結果を通知され、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として協議をされ措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を通知してください。

令和7年度

財政援助団体等監査結果報告書

串間市監査委員

目 次

1	串間市監査基準への準拠	1
2	監査の種類	1
3	監査の範囲	1
4	監査の場所	1
5	監査の着眼点	1
6	監査の方法	1
7	監査した委員	1
8	監査対象及び監査実施日等	1～2
9	監査の結果等	2～5

1 串間市監査基準への準拠

財政援助団体等監査は、串間市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

3 監査の範囲

主として令和7年度執行に係る出納その他の事務の執行

4 監査の場所

串間市役所監査委員事務局

5 監査の着眼点

財政援助団体については当該財政援助に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者については当該施設の指定管理に係る出納その他の事務において、補助金等の額の算定、交付方法、時期、申請及び請求手続等が、関係法令や協定書に基づいて適正に執行されているか、また、所管課がこれらの団体に対し適切に指導監督を行っているか等を着眼点として監査を実施した。

6 監査の方法

監査に当たり、あらかじめ資料の提出を求め、補助金等に係る出納その他の事務が適正に執行されているかどうかについて、関係帳簿及び関係書類と照合点検し、それぞれの団体役員及び事務局職員並びに所管課職員から説明を受けた。

7 監査した委員

串間市監査委員 田中 良嗣

串間市監査委員 福留 成人

8 監査対象及び監査実施日等

監 査 対 象	所 管 課	実 施 年 月 日
支え支えられる地域連携推進事業補助金 (絆 の 里 い ち き)	市 民 協 働 課	令和8年2月4日
串間市民総合体育館及び串間市総合運動公園 指 定 管 理 業 務 (株 式 会 社 保 全)	生 涯 学 習 課	令和8年2月4日

監 査 対 象	所 管 課	実 施 年 月 日
支え支えられる地域連携推進事業補助金 (地域連携組織 Fukushima 支え隊)	市 民 協 働 課	令和8年2月4日
支え支えられる地域連携推進事業補助金 (都 井 地 区 あ か り 会)	市 民 協 働 課	令和8年2月4日
スポーツ&カルチャーランド仲間推進協議会 運 営 費 補 助 金 (スポーツ&カルチャーランド仲間推進協議会)	商工観光スポー ツランド推進課	令和8年2月4日

9 監査の結果等

監査対象の補助団体及び公の施設の指定管理者に関する事務については、概ね適正に処理されていると認めたが、一部、会計処理等に改善を求められるものがあり、下記のとおり指摘・要望する。今後、所管課と各団体において必要な検討・改善を加え、事務処理等の適正な執行に努められたい。

なお、提出された監査資料等における軽微な事務上の誤謬等については修正をされるとともに、口頭において指摘を行った事項についても十分改善又は検討をされたい。

- 1 支え支えられる地域連携推進事業補助金 (絆の里いちき)
- 2 支え支えられる地域連携推進事業補助金 (地域連携組織 Fukushima 支え隊)
- 3 支え支えられる地域連携推進事業補助金 (都井地区あかり会)

支え支えられる地域連携推進事業については、令和元年度より行政主導により市内6地区の地域連携組織の設立を目標に推進されているところである。この事業については第6次仲間市長期総合計画の前期基本計画における施策1-1「市民主体のまちづくりの推進」の主要な施策(1)「地域協働のあり方の模索と確立」に位置付けされている。

市木地区においては令和4年度に本組織が設立されており、「地域のみんなが幸せで豊かな生活を送れるまちづくり」をスローガンに掲げ様々な事業を計画し実践されている。令和7年度からは「市木版空き家バンク」の活動も新たに計画し取り組まれている。

福島地区においては令和6年度に本組織が設立されており、「次世代へ繋がる人づくり」「心も身体も元気づくり」「まちの絆づくり」の三つの目標を掲げ、4つの部会(青少年部会、地域防災部会、高齢者等部会、環境美化部会)が企画立案した事業が実践されている。

都井地区においては令和3年度に本組織が設立されており、「共に励まし助け合う明るいまちづくり」をビジョンに掲げ、3つの部会(福祉部会、防災部会、地域づ

くり部会)が企画した事業が実践されている。特に互助輸送の活動については予想を大きく上回る実績となっている。

各地区における地域連携組織の活動は評価できるものである。今後も、地域の課題解決に向けて持続的な取り組みを望むものである。なお、出納関係等で指摘した項目については所管課の助言を受けて、補正や修正等を加え適正な事務執行に努められたい。

(所管課に対しての意見)

①各地区の規約では会計年度は4月1日から翌年の3月31日に終わる規定となっている。また、監査の規定もあり、監事は、本会の会計が終了したときは、速やかに会計監査を行うものとされている。令和6年度の内部の会計監査(3地区)や総会(福島地区)が3月中に行われているが、会計監査を受ける場合に準備する関係資料として収支決算書も必要であると思料する。収支決算書については毎会計年度終了後に作成されることが望ましいことから、会計監査及び総会の実施時期についての見解を整理し統一されたい。なお、出納関係等で指摘したその他の事項については補正や修正を加え適正な事務執行に努められるよう助言されたい。

②各団体においては活動に対して会員に温度差があることに加えて、他の団体との役職の重複などもあり、後継者育成に苦慮されていることが伺える。また、市に対して会計事務の簡素化や補助対象経費の緩和を希望されていることから、各団体が責任を持ち主体的で継続的な活動を支援するためにも、柔軟に活用できる自由度の高い交付金への見直しも検討されたい。

4 串間市民総合体育館及び串間市総合運動公園指定管理(株式会社 保全)

①令和6年度年次報告書中、合宿キャンセルが見受けられるが、事前のキャンセルであったことから使用料は徴収されていない。串間市民総合体育館と串間市総合運動公園では使用料等の規定に違いがあることから、その都度、所管課の指導を仰ぎ、関係する条例・規則を逸脱しないよう適切な事務処理に努められたい。なお、出納関係等で指摘した項目については所管課の助言を受けて、補正や修正等を加え適正な事務執行に努められたい。

②指定管理者の主体的な取り組みとして、ホームページの開設、案内看板(2箇所)の寄贈、各競技施設内におむつ・生理用品対応機、応接セット、冷蔵庫(3箇所)、花壇の設置、敷地内の高圧洗浄、高所樹木の剪定等々、利用者の利便性の向上と環境整備に貢献されている。さらに正確な受付事務を行うためのレジスターの導入や、従業員の研修も適宜行われている。今後も、指定管理者導入の目的である市民サービスの向上と経費削減に努めるとともに、新たな自主事業にも注力しながら適切な管理運営を望むものである。なお、基本協定書第20条第1項の規定に基づき市が貸与している備品と指定管理者が調達した備品とが混合しないよう、備品台帳

を整備され適切に管理されたい。

③令和6年度収支報告書では年間予算額 59,620,000 円（全額が指定管理料）に対して、予算執行額 59,841,342 円で 221,342 円の赤字決算となっている。外収入として 221,342 円が計上されているが、この中には預金利息 4,883 円も含まれており指定管理者の実際の負担は 216,459 円となる。また、支出において消費税の科目があるが、そもそも指定管理経費の科目としては疑義が生じるところである。このことは市が指定管理募集時に示した様式（第5号）により作成、提出されたものと思料する。今後、令和7年度決算時期となるが、所管課と協議し適正な書式に改められたい。

（所管課に対する意見）

①基本協定書第41条（本業務の実施に係る指定管理者の口座）では、「乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。」と規定されている。固有の口座は開設されているが、人件費等においては、経理上の処理を本社が行っていることから指定管理料の収支において不明瞭な会計処理が生じないように、基本協定書第22条（業務報告書及び事業報告書）及び第23条（甲による業務実施状況等の確認）の規定を厳格に順守されたい。

②串間市総合運動公園内の各競技施設及び串間市民総合体育館については、串間市公共施設等個別施設計画の適用手法は「長寿命化」となっている。各競技施設がコンパクトに集約されており利用者からは好評のようである。引き続き、指定管理者及び関係課と施設管理に係る情報共有を図り、年次的な修繕計画により適正な施設の維持管理に努められたい。

③収支予算書に消費税の科目が設定されている。これは、指定管理者募集要項中、12申請の手続き、(1)申請書類、③収支予算書（様式第5号）の支出項目に消費税が表記されていることから、指定管理者においては市が示した様式どおり作成し提案されたものと思料する。消費税については、指定管理業務の予算科目には馴染まないことから、令和7年度においては消費税科目の表記を削除し、実態に即した歳出科目に予算を配分し適正な収支予算書に改めるよう指導されたい。また、次期公募に際しては募集要項の内容を細部にわたり十分精査し公表されたい。

5 スポーツ&カルチャーランド串間推進協議会運営補助金（スポーツ&カルチャーランド串間推進協議会）

①令和6年度の合宿宿泊実績は、合宿85団体、宿泊人数2,079人、大会4団体、宿泊人数74人、延宿泊人数7,877人、経済効果258,198,864円（宮崎県産業連関表より算出）となっている。気象条件や競技施設の改修工事の影響もあり、宿泊人数、団体数については昨年を若干下回ってはいるものの、新たに韓国からのスポーツ合

宿やカルチャー合宿も受け入れている。また、2027年に第81回国民スポーツ大会の自転車ロードレース競技が本市で開催されることに伴い、自転車競技団体の合宿も増加している。このことは、各種の支援制度（宿泊助成金、スポーツドリンク、商品券、二次交通費助成金等）の活用や、看板等の設置による歓迎ムードの醸成、さらには行政、市議会との連携による積極的な合宿誘致活動の成果であると評価できるものである。近年、各自治体の競技施設の充実や支援制度の拡充により競争が激化している状況ではあるが、引き続き、関係機関・団体等と連携しながら、意義ある合宿誘致活動に取り組まれることを望むものである。

②宿泊施設利用促進事業における各補助金の交付要綱においては、助成の手続きが運用上の判断に委ねられている箇所や文言等の整備が必要であることから交付要綱の見直しを検討されたい。なお、出納関係等で指摘した他の項目については所管課の助言を受けて、補正や修正等を加え適正な事務執行に努められたい。

（所管課に対する意見）

補助団体からの課題や問題点についての問いに、「昨今の物価高騰を受け各団体、合宿の費用捻出が年々厳しくなっていることが喫緊の課題であること。また、2027年に開催される国スポに合わせて、近隣自治体の競技施設が充実してきたことで、合宿誘致、支援に力をいれてきていること。合宿支援の内容について拡充を含めた検討が必要な時期に来ている。」とのことである。令和7年度の運営補助金は12,655千円（前年度12,505千円）で前年度より150千円の増額となっているが、このことは厳しい財政状況の中で予算確保に努力していることが伺える。合宿誘致については経済的波及効果が最も期待できる施策であることから、引き続き関係機関・団体等との連携により合宿誘致活動に取り組まれることを望むものである。